

第3号議案 永年会員制度創設及び永年会員制度規程承認の件

永年会員制度については、2018年4月21日付けで中村春基会長から事務局に諮問され、同年10月20日付けで荻原喜茂事務局長（当時）より「永年会員制度の設計について（答申）」が示された。この答申書を基盤に、理事会は2021年4月から10月まで計5回にわたり集中的に審議を行い、永年会員制度とその規程を策定したのでご承認いただきたい。

1. 永年会員制度

1. 制度の目的

これまで本会の構成員として長年（＝永年）にわたり本会に在籍し、本会と作業療法の発展に寄与してきた会員が定年を機に退会することを人財の損失と捉え、この流れに歯止めをかけるために、一定の負担軽減を図るものである。

2. 制度の名称

本制度の名称は「永年会員制度」とし、本制度を適用した正会員を「永年会員」と呼ぶ。

3. 制度の概要

規定の条件を満たした正会員が自ら希望して所定の申請を行えば、翌年度以降、永年会員となることができる。永年会員も作業療法士の職能団体を構成し支える正会員であり、その基本的な義務と権利は継続するが、経済的な負担軽減措置として年会費が減額される一方で、会員としての権利が一部制限される。

4. 制度の詳細

1) 会員種別

永年会員は、正会員であるが、正会員の特例的なあり方の一つとして位置づける。

2) 申請制

- (1) 申請資格の条件を満たした者が一律自動的になるものではなく、あくまでも任意の申請制とする。申請しなければ正規の正会員資格が継続する。
- (2) 名誉会員のような顕彰を伴う会員種別ではないので、協会活動における特別な功績等は問わず、申請資格の条件を満たす者が申請すれば誰でもなることができる。

3) 会員種別との関係性

- (1) 正会員は永年会員になることができるが、申請ができるのは1会員につき1回のみとする。
- (2) 永年会員は正会員であるので、名誉会員に推薦される条件は具備している。

4) 申請資格

次の5つの条件を全て満たす正会員は永年会員の申請をすることができる。

- ①申請年度の年度末3月31日を基準日として満年齢65歳以上であること
- ②申請時点で通算20年度以上の正会員歴があること（20年度分以上の会費を納入済みであることとする。途中で休会や退会期間があってもよいが、その期間は20年に算入しない）
- ③申請時に当年度会費を納めていること
- ④過去に倫理問題で本会の処分（退会、譴責、戒告）を受けていないこと
- ⑤過去に会費未納による会員資格喪失となっていないこと

5) 申請手続きの流れ

- ①永年会員になろうとする会員は、申請年度の1月末までに申請用紙を協会事務局に提出する。
- ②事務局は、申請資格条件に適合しているかをシステム上で確認し、
- ③問題がなければ理事会の承認（あるいは会長の専決決裁）を得、

④当該会員を翌年度からの「永年会員」としてシステムに登録する。

⑤翌年度以降は年会費を減額する。

6) 年会費

永年会員の年会費は、正規の正会員の4分の1相当、すなわち3,000円とする。

この金額は、対象会員がすべて永年会員になった場合、10年後までに2,600万円の減収になるという財務シミュレーションを踏まえ、少なくとも機関誌『日本作業療法士協会誌』の印刷製本費及び送料（1,536円）、作業療法士総合補償保険制度「基本プラン」の保険料（410円）の実費（いずれも2021年度現在）を確保するとともに、本会事業及びインフラ整備のために約1,000円（正規の正会員の10分の1相当）の拠出を求める想定で算出した。

7) 制限される権利

永年会員は、年会費が減額されることから、次の権利が制限される。

①紙媒体の学術誌『作業療法』の無料配付（電子媒体の閲覧は常時可能）

8) 制限されない権利

上記7)の制限以外は、永年会員になっても制限される権利はない。継続する主たる権利は以下の通りである。

①代議員の選挙権・被選挙権

②役員 of 被選挙権

③協会活動に従事すること（部員・委員、講師等を含む）

④作業療法士総合補償保険制度による賠償責任保険（基本プラン）への自動加入

⑤協会活動に従事する際に傷害保険に加入できること

⑥機関誌『日本作業療法士協会誌』の無料配付を受けること

⑦協会の各種研修会等を受講すること（受講料は有料）

⑧日本作業療法学会に参加すること（参加費は有料）

⑨各種表彰（協会表彰、特別表彰、名誉会員表彰等）の被推薦者になること

9) 期待される役割

永年会員には、本会構成員の人的な核として、本会が創立以来培ってきた精神の継承、後進の育成に積極的に力を発揮していただく。具体的には次のような役割が期待される。

①各種委員会等の委員

②各種研修会等の講師

③臨床における管理や技能の指導者

④その他後進の育成に関する役割

10) 退会の手続き

永年会員は、正会員と同様、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができることとする。

11) 会員資格の喪失

年会費の支払義務を在籍した事業年度終了日までに履行しなかったとき、退会処分もしくは除名処分を受けた場合は、会員資格を喪失することとする。

12) 制度の見直し

正会員の入退会の状況、永年会員にかかる費用などの観点から5年に一度程度の頻度で制度の見直しをかけることとする。

2. 永年会員制度規程

一般社団法人 日本作業療法士協会 永年会員制度規程（案）

2022年5月28日

（趣 旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会という）が設けた永年会員制度（以下、本制度という）に関して必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 本制度は、長年にわたり本会に在籍してきた正会員に対し、定年後の会費負担を軽減することを目的とする。

（永年会員の位置付けと役割）

第3条 この規程に定めた申請条件を満たし、必要な手続きを行って承認及び登録された正会員を一般社団法人日本作業療法士協会永年会員（以下、永年会員という）と称する。

- 2 永年会員は正会員の特例であり、第7条に定める会費、第8条に定める権利の制限及び第11条に定める特例再入会の不適用を除く全ての点において正会員と同等の権利と義務を有する。
- 3 永年会員には、後進の育成、本会事業への指導的な関与等、本会とわが国の作業療法の発展のために引き続き積極的に貢献することが期待される。

（申請制）

第4条 永年会員は任意の申請制とし、申請しない場合は正会員の正規の権利と義務が継続する。

- 2 永年会員の申請は、1会員につき1回のみ行うことができる。

（申請条件）

第5条 正会員は、次の各号の条件を全て満たした場合において、永年会員になることを申請することができる。

- (1) 申請年度の年度末3月31日を基準日として満年齢65歳以上であること
- (2) 申請時点で通算20年度分以上の正会員会費の納入歴があること
- (3) 申請時に当年度会費を納めていること
- (4) 過去に倫理問題で本会の処分（退会、譴責、戒告）を受けていないこと
- (5) 過去に会費未納による会員資格喪失となっていないこと

（手続き）

第6条 永年会員の申請から承認及び登録までの手続きは以下の通りとする。

- (1) 永年会員になることを申請する正会員は、理事会が定める永年会員申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、永年会員になろうとする年度の前年度の1月31日までに会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、提出された永年会員申請書について申請条件の適合審査を事務局に行わせ、適合した正会員の一覧を永年会員申請者名簿として理事会に提出する。
- (3) 理事会は、2月1日から3月31日までに永年会員の承認について審議し、決議を行う。

- (4) 事務局は、理事会で承認された正会員を、承認の翌年度より永年会員として会員名簿に登録する。

(会 費)

第7条 永年会員の会費は年額3,000円とする。

(権利の制限)

第8条 永年会員は、紙媒体の学術誌『作業療法』の無料配付を受けることができない。

(正会員への復帰)

第9条 永年会員は、以下の申請手続きにより、その特例を解除して正規の正会員に復帰することができる。

- (1) 正規の正会員に復帰することを申請する永年会員は、理事会が定める正会員復帰申請書（別記第2号様式）に必要事項を記入し、正規の正会員に復帰しようとする年度の前年度の1月31日までに会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、正会員復帰申請者名簿を理事会に提出する。
- (3) 理事会は、2月1日から3月31日までに正会員への復帰承認について審議し、決議を行う。
- (4) 事務局は、理事会で承認された永年会員を、承認の翌年度より正規の正会員として会員名簿に登録する。

(任意退会)

第10条 永年会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。任意退会後に再入会するときは正規の正会員となる。

(会員資格の喪失)

第11条 永年会員は、本会の処分（退会、譴責、戒告）を受けたとき、もしくは年会費の支払義務を在籍した事業年度終了日までに履行しなかったとき、その資格を喪失する。会員資格喪失後に再入会するときは正規の正会員となる。定款施行規則第13条第2項の特例再入会はこれを適用しない。

(本制度の見直し)

第12条 本制度は、5年に一度程度の頻度で見直すこととする。

(規程の変更)

第13条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、2022年5月28日より施行する。

別記第1号様式 永年会員申請書

別記第2号様式 正会員復帰申請書

永年会員申請書

一般社団法人 日本作業療法士協会 会長

..... 殿

私は本状をもって、来年度（.....年度）より貴会の永年会員になることを希望いたします。

また、永年会員として後進の育成、貴会事業への指導的な関与等、貴会とわが国の作業療法の発展のために積極的に貢献いたします。

年 月 日

会員番号.....

氏 名..... 印

〒.....
自宅住所

.....

正会員復帰申請書

一般社団法人 日本作業療法士協会 会長

.....殿

私は本状をもって、来年度（.....年度）より貴会の正規の正会員に復帰することを希望いたします。

年 月 日

会員番号.....

氏 名.....印

〒.....
自宅住所

.....